

諏訪広域公立大学事務組合理約

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、諏訪広域公立大学事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、次の市町村（以下「組織市町村」という。）をもって組織する。

岡谷市

諏訪市

茅野市

下諏訪町

富士見町

原村

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）の規定に基づく公立大学法人の設立及び同法の規定による設立団体が行うこととされる事項並びに同法の規定により組合が設立する公立大学法人（以下「法人」という。）との連絡調整に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、茅野市塚原二丁目 6 番 1 号茅野市役所に置く。

(組合の議会)

第 5 条 組合の議会の議員の定数は 20 人とし、次の区分により組織市町村の議会において、その市町村の議会の議員のうちから選挙する。

岡谷市 3 人

諏訪市 3 人

茅野市 8 人

下諏訪町 2 人

富士見町 2 人

原村 2 人

2 前項の規定による選挙については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 118 条の規定を準用する。

(議員の任期)

第 6 条 組合の議会の議員の任期は、組織市町村の議会の議員の任期による。

2 組合の議会の議員が組織市町村の議会の議員の職を失ったときは、その職を失う。

3 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、当該組織市町村の議会は、直ちに組合の議会の議員の補欠選挙を行わなければならない。

(組合の執行機関)

第 7 条 組合に組合長、副組合長及び会計管理者を置く。

2 組合長は茅野市長を、副組合長は岡谷市長、諏訪市長、下諏訪町長、富士見町長、原村長及び茅野市副市長を、会計管理者は茅野市会計管理者をもって

充てる。

- 3 組合長及び副組合長の任期は、組織市町村の長及び茅野市副市長の任期による。

(監査委員)

第8条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て組合の議会の議員及び識見を有する者のうちから、1人ずつ選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合の議会の議員のうちから選任された者にあつては議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。

(職員)

第9条 第7条第1項に規定する者のほか、組合に職員を置き、組合長が任免する。

(組合の経費の支弁の方法)

第10条 組合の経費は、国庫支出金、県支出金、組織市町村負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の組織市町村負担金の額は、組合の予算において定めるものとし、その負担割合等は、次のとおりとする。

(1) 組合の議会その他の組合の事務の執行に要する経費の負担割合は、別表のとおりとする。

(2) 茅野市は、公立大学に係る地方交付税交付額に相当する額を負担する。

(3) 前2号に規定するもののほか、災害等の特別な事由により生じる経費の負担については、組織市町村が協議のうえ、決定する。

(公立大学法人運営基金の設置)

第11条 組合に、公立大学法人運営基金(以下「基金」という。)を設置する。

- 2 基金は、法人の健全な財政運営に必要な資金を積み立てることを目的とする。

- 3 基金の積立又は処分については、組合の予算において定めるものとする。

(補則)

第12条 この規約の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規約は、組合設立の許可の日から施行する。

別表(第10条関係)

区分	負担割合
茅野市	81.5%
茅野市を除く組織市町村	18.5%(均等割10%、人口割90%)

備考 人口割は、長野県が公表する毎月人口異動報告における当該会計年度の初日の属する年の前年の10月1日現在の人口を基準とする。